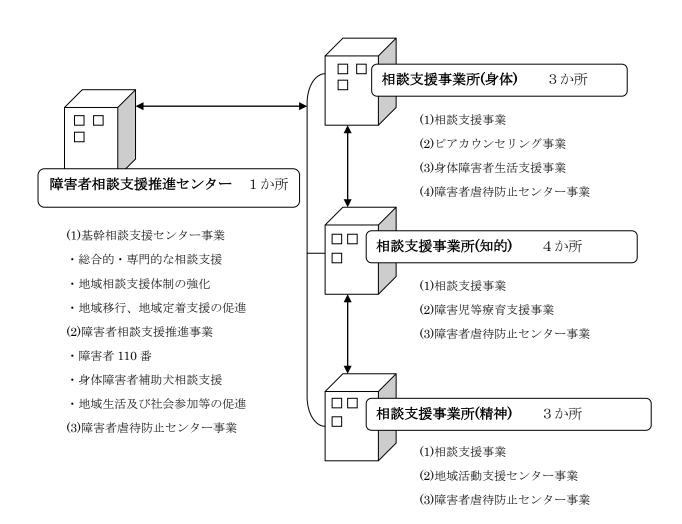
平成25年度 静岡市障害者等相談支援事業について

1 障害者等相談支援事業

相談支援事業とは、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、障がい者及び保護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の支援を行うための事業あり、基幹相談支援センターである障害者等相談支援推進センターを含め市内11か所の相談支援事業所において下記の事業を実施している。



また、平成25年度は、これまでの地域課題等も踏まえ、下記のような新たな取り組みを行った。

●行政区連絡調整会議の運営方法の見直し

連絡調整会議は障害者自立支援協議会の下部組織として設置され、障がいのある方を めぐる地域課題や関係機関のネットワーク構築に関する協議・検討を行っている。

年々増加する相談件数、障害者虐待防止センター事業の追加による虐待ケース会議の増加に伴い、区事務局会議と区連絡調整会議の統合を図り、合理的な会議運営に努めるとともに区の実情に応じた運営方法に改めた。

【従前】

行政区障害者相談支援事務局会議

開催頻度:毎月、区ごとに開催

運 営:相談支援事業所

参 加 者:相談支援事業所、障害者相談支援推進

センター、行政



行政区障害者相談支援連絡調整会議

開催頻度: 3か月に1回、区ごとに開催

運 営:相談支援事業所

参 加 者:相談支援事業所、障害者相談支援推進

センター、関係機関、行政



障害者相談支援連絡調整会議全体会議

開催頻度:年に2回程度、開催

運 営:障害者相談支援推進センター

参 加 者:相談支援事業所、障害者相談支援推進

センター、関係機関、行政



障害者自立支援協議会

開催頻度:年に2回程度、開催

運 営:市

参加者:有識者(委員)、相談支援事業所、障害

者相談支援推進センター、行政

【平成25年度】

行政区障害者相談支援連絡調整会議

開催頻度:毎月、区ごとに開催

運 営:相談支援事業所

参加者:相談支援事業所、障害者相談支援推進

センター、行政

※運営方法は各区の実情による。会議の前段を事務局会議、後段を連絡調整会議と位置づけ同日に 実施をしている。



障害者相談支援連絡調整会議全体会議

開催頻度:年に2回程度、開催

運 営:障害者相談支援推進センター

参 加 者:相談支援事業所、障害者相談支援推進

センター、関係機関、行政



障害者自立支援協議会

開催頻度:年に2回程度、開催

運 営:市

参加者:有識者(委員)、相談支援事業所、障害

者相談支援推進センター、行政

●地域包括支援センターとの意見交換

平成25年11月、駿河区下島の海岸遊歩道で起きた焼死事件に端を発し、高齢者世帯における障害者の介護の問題が顕在化した。同様な「老障介護事例」への対応等について、地域の高齢者に対する支援を包括的に行う地域包括支援センターと障害者の相談機関である相談支援事業所の意見交換を区ごとに開催し、双方が連携した家族支援の必要性を再認識した。

●移動支援プロジェクトにおける協議・検討

平成23年度からの地域課題であった移動支援事業について、地域生活支援部会の中にプロジェクトチームを設置し、①対象者の拡大、②通学における利用、③ヘルパー不足等について協議してきた結果、平成26年度から身体障害のある方の対象者要件であった原因疾病の廃止と人材養成のための移動支援従事者養成研修の実施が可能となった。また、事業所間の情報交換、人材育成等を目的に市内居宅介護事業所よる「障がい者ヘルパーネットワーク静岡」の設立や介護保険事業者が障害のある方の特性や福祉サービスへの理解を深め、障害福祉事業へ参入を促すための研修会の開催へつなげることができた。

●地域におけるインフォーマルな社会資源の調査

限られた社会資源の利用により、地域における日常生活や社会生活を送っている障がいのある方にとって、フォーマルな社会資源はもとより、地域における家族、近隣、ボランティア等によるインフォーマルな社会資源の活用により、多様なニーズへの対応やより充実した豊かな生活ができるよう、市役所や社会福祉協議会が把握している情報を整理し、「交流」「社会参加」「本人・家族支援」など分野ごとにまとめた「障がいのある方が利用できる社会資源」を作成した。

平成26年度は、障害福祉サービス事業所が行う会員制サービスや相談支援事業所に おける地域の情報の収集を行い、さらに内容を充実していきたい。

(1) 第3期障がい福祉計画における進捗状況

障がい福祉計画の計画値との比較は<第3期障がい福祉計画掲載事業の進捗状況>のとおり、例年同様、相談件数及び療育支援の実施回数が大きく計画値を上回っている。

地域自立支援協議会に関わる会議の開催数については、事務局会議と連絡調整会議の 統合に伴い開催回数としては減少している。(同日開催の場合は1回としてカウントし た。)

また、成年後見制度利用支援事業の実利用者は11件と計画値を上回った。これは実績としても平成23年度3件、平成24年度7件、平成25年度11件と年々増加している。平成24年10月の障害者虐待の防止、障害者の養護者の支援に関する法律施行に伴い、今後、ますます、障害のある方の権利擁護の重要性が再認識されるとともに件数は増加すると推測される。

そのほかの数値は、ほぼ計画値どおりである。

計画値を大きく上回っている療育支援事業は、障害者等相談支援事業所のうち主として知的障がい者(重心含む)を対象とする4事業所が実施している。

①保育園への巡回相談や自宅訪問による療育指導、②気になる子や障害児の親子教室の開催やペアレントトレーニングの実施など、外来による専門的な療育相談・指導、③児の観察及びカンファレンスの実施など障害児が通う保育所等の職員に対する療育技術の指導、④放課後等デイサービス事業所に対する熱中症対策講座など療育機関に対する相談・指導等、各事業所の特色を生かし行われている。

(相談件数の推移や支援内容等については(2)平成25年度の障害者等相談支援事業等の 実績で触れる。)

<第3期障がい福祉計画掲載事業の進捗状況>

指	標	事業内容	平成25年度	平成25年度
			計画値	実 績 値
障害者等相談	実施箇所数		11	11
支 援 事 業				
	相 談 件 数	身体・知的・精神障害の相	19, 500	22, 296
		談支援及び基幹相談支援セン		
	個別支援会議	ター事業、障害者110番事業の	280	261
	開催回数	実施		
	療育支援実施回数		560	762
相 談 支 援	実施箇所数	相談支援事業所に専門職員	8	8
機能強化事業		を配置し、相談支援体制の		
		機能強化を図る		
地域自立支援	構成会議数	静岡市障害者自立支援協議	4	3
協議会		会・静岡市障害者相談支援		
	開催回数	連絡調整会議の運営	54	40
成年後見制度	実施箇所数	後見人の報酬等の経費につ	4	4
利用支援事業		いて、助成を受けなければ		
		成年後見制度の利用が困難		
	実利用者数	であると認められる障害の	7	11
		ある人に対し、申立てに要		
		する経費及び後見人等の報		
		酬を助成		

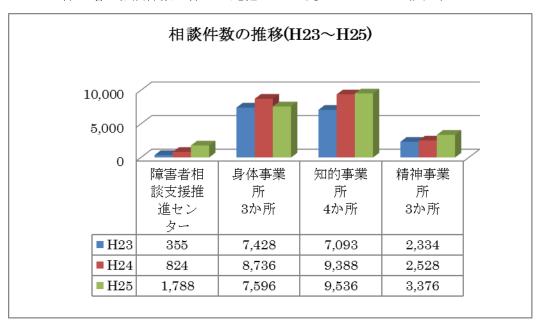
(2) 平成25年度の障害者等相談支援事業等の実績

①相談件数の推移

相談件数の推移は図1のとおりであり、身体障がい者を対象とする相談支援事業所の 相談件数が前年度より約1,000件程度減少しているが、他はいずれも増加している。

特に、障害者相談支援推進センターの相談件数は、基幹相談支援センター、障害者虐待防止センターとしての機能を追加した平成24年度は前年度に比べ2.3倍、さらに平成25年度も前年度に比べて2.2倍と著しく伸びている。

しかし、年度ごとの合計件数において、平成23年度17,210件、平成24年度21,476件で前年に比べ4,266件の増、平成25年度22,296件で前年に比べ820件の増と相談件数の伸びは鈍化している。 (図1)

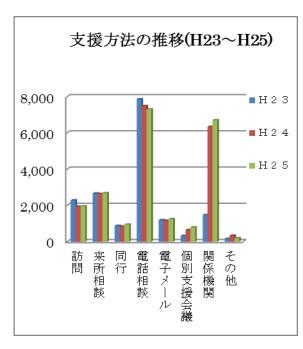


②支援方法の推移

(図2)

支援方法としては、いずれの年度も図 2のとおり「電話による相談対応」が最 も多いが、平成24年度から「関係機関 との連携による対応」が急激に伸びた。

平成25年度も引き続き、「関係機関との連携」は増加しているが、「個別支援会議の開催」「同行支援」なども増加傾向にあり、一相談支援事業所では解決できない困難な相談が増加していることを示している。



③支援内容別の実績

相談支援事業所(11か所)全体の支援内容別の実績は、図3のとおりである。

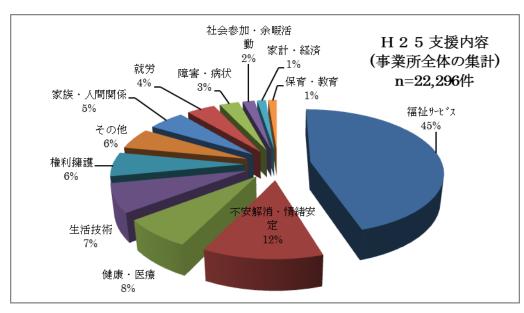
「福祉サービスの利用に関する支援」が45%とほぼ半数を占め、次いで「不安解消・情緒安定に関する支援」12%、「健康・医療に関する支援」8%と続く。

図4から図6のとおり身体、知的、精神障がい者の相談支援事業所においても、同様 に半数を「福祉サービスの利用に関する支援」が占めているが、障がいの種別による支 援内容の違いも明らかである。

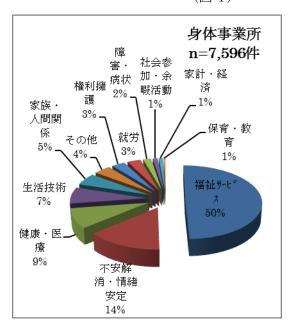
知的障害の相談支援事業所では、「権利擁護に関する支援」が全体の7%を占め、4番目に多くなっており、精神障害の相談支援事業所では、「家族・人間関係に関する支援」や「就労に関する支援」が多い。

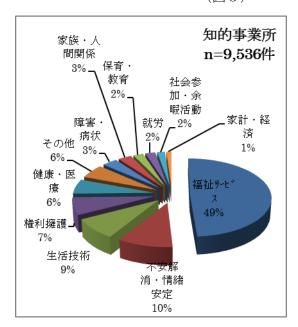
また、図7のとおり障害者相談支援推進センターは、基幹相談支援センターとして3 障害に対応する地域の中核的な相談機関として、非常に幅広い相談に対応しており、2 4時間365日対応の虐待防止センターとして障害者虐待事例への対応も多いことから 「権利擁護に関する支援」が最も多いなど、他の相談支援事業所との役割分担がなされ ていることがわかる。

(図3)

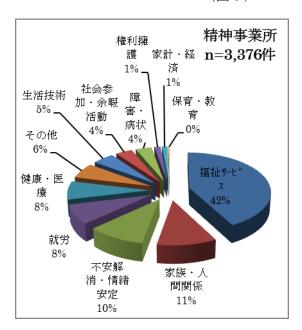


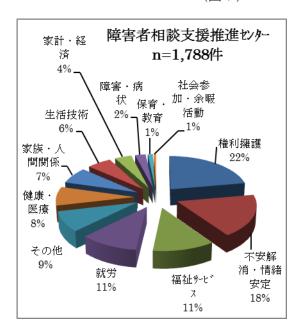
 $(\boxtimes 4) \tag{$\boxtimes 5$}$





 $(\boxtimes 6) \tag{$\boxtimes 7$}$





④平成25年度障害者等相談支援事業実施結果の分析、次年度に向けた改善事項 (相談支援事業所等による分析等)

<相談支援事業>

実施結果の分析、次年度に向けた改善事項・課題等

<実施結果の分析>

- 〇身体、知的、精神の重複障がいのある方の相談が増加に伴い、対応の多様化が求められるケースも増加した。
- ○障害福祉サービスだけでは支えられないニーズや相談が多く、生活全体に対応した。
- ○地域移行に関わる相談が多く、施設から地域へと生活基盤が変わる中、本人とのマッチングや 新規利用が難しいなど、本人の希望するサービスが受けにくい現状がある。在宅支援において居 宅介護サービスの必要性は高まっているが、ヘルパーが不足しているなど、年々、現行のサービ スでは補えない状況が顕著になっている。
- ○細かな報告、連絡、調整に努めたことにより、関係機関との連携ケースがさらに増加した。
- 〇相談をひとつの窓口とし、ライフステージに沿った支援を継続する必要がある。
- ○相談者の希望に応じ、土日祭日も来所相談を受け付けた。
- ○障がい特性の違いにより、関わる機関、使える制度が異なることから、社会資源に関する幅広い知識やネットワークが相談支援の中においても求められている。
- ○対象とする障がい者はもちろん、高次脳機能障害からの相談、精神障害の方への支援が増えている。

<次年度に向けた改善事項>

- 〇一人ひとりの隠れたニーズを聞き取り、相談者の要望に沿った支援を行えるようなアセスメントをしたい。
- 〇さまざまな障がいに対し、適切な助言・指導を行い、関係機関と連携を図るなど、ワンストップの相談支援が行えるよう研修会等に積極的に参加し、レベルアップを図りたい。
- 〇相談者本人及び家族に寄り添い、ニーズに沿った支援が行えるよう計画相談支援事業所との連携をさらに密にしていきたい。

<今後の課題>

- ○多様化する要望に対処できるよう他機関との連携強化、インフォーマルサービスの発掘や連携 が重要である。
- ○公的機関のみならず、限られた地域資源の活用と民生委員等地域の支援者との継続した連携が必要。
- ○障害者虐待ケースへの対応が多い。解決策がなかなか見い出せず相談支援員が抱えざるを得ない構図があるため、負担が大きい。

<ピアカウンセリング事業>

実施結果の分析、次年度に向けた改善事項・課題等

<実施結果の分析>

- ○相談者本人の質問に対して、時間をかけてじっくり対応することができた。
- 〇相談者の抱える悩みやニーズについて、複数のカウンセラーが随時対応できる体制をとった。
- 〇ピアカウンセリング公開講座の開催により、参加者(障がい当事者、福祉関係職員、行政機関関係者等)のピアカウンセリングに対する理解が深まった。
- ○障がい当事者が対応することによって、相談者の安心感が感じられた。
- 〇車いす操作、社会活動におけるバリアに関する不満の傾聴、共感、日常生活上の不便さの解消について他機関と連携、当事者目線に沿った問題解決に取り組むことができた。

<次年度に向けた改善事項>

〇ピアカウンセリング事業の周知と障害特性の理解のために積極的に研修会等に参加していきたい。

<身体障害者生活支援事業>

実施結果の分析、次年度に向けた改善事項・課題等

く実施結果の分析>

- 〇障がい当事者の生活能力の向上を目的に開催しているパソコン講習を63回開催、延べ76 人が受講し、大変好評を得た。
- 〇パソコン交流会を開催、障がい者と地域ボランティアとの交流により年賀状やメッセージカードを作成するなど、パソコン技術の研さんに努めた。
- 〇映画「逃げ遅れる人々・東日本大震災と障害者」の上映と静岡県防災センターの見学を企画 し、防災に対する意識の向上を図った。
- ○障がいのある方の個人ニーズに合わせた自立生活プログラム(定期型、社会参加型、学習・ 創作型なと)を実施、自立生活に必要な心構えや技術を学ぶことができた。今後は、ひとり暮 らしを含め、社会体験を重ねたい方も対象としたプログラムも提案していきたい。

<次年度に向けた改善事項>

〇来年度の外出支援事業については、買い物や銀行ATMの利用方法などを盛り込み、より生活力を身に付けることができるようにしたい。

<障害児等療育支援事業>

実施結果の分析、次年度に向けた改善事項・課題等

<実施結果の分析>

- 〇ことばの発達に理解を深める講演会と相談会を開催。発語だけにとらわれず言葉が出るまで の準備段階があることを知ることができ、好評を得た。周囲に子育ての相談ができにくい現在、 子どもの発達に関する講演会等の重要性を感じた。
- ○発達障害や育てにくさのある子どもの子育てに不安を感じている学齢期の保護者を対象に相談会を開催。子供の自己肯定感を育成することの大切さを学んだ。
- ○社会生活の中で自立していくために必要な知識・技術の習得について、プログラムとして取り組み、回数も増加した。調理だけではなく、食育について考える機会を設けることができ、好評であった。
- ○臨床心理士による幼稚園への巡回相談を実施した。前期には、事前調査票をもとに児の観察 と園指導を行い、後期にはそれらを実践した後のカンファレンスを実施、多くの教員の参加が あり、園全体で児を育ていく視点に共感が得られた。
- ○放課後等デイサービス事業所に対して、保健師による「熱中症対策について」研修会を開催。 一般的な熱中症対策としてではなく、障がい特性からの対応について理解が深まったとの感想 を得た。
- 〇年間5回開催した療育技術職員研修では、保育園・幼稚園からのリピート参加が多く、関心 の深さを感じた。

<次年度に向けた改善事項>

〇障がい児の発達について保育所、事業所等と課題を共有し、必要とする情報、ニーズに沿った指導・研修を行いたい。

<基幹相談支援センター事業>

実施結果の分析、次年度に向けた改善事項・課題等

<実施結果の分析>

- ○関係機関等の基幹相談支援センターの役割・機能に対する理解の深まりとともに相談件数及 び個別支援会議への参加回数が倍増した。
- ○相談者の過半数を中軽度の知的障がいのある方が占めている。重度の方に比べると、活動の幅が広いこと、自己能力に対する理解と現実の対応力とのギャップがあるという障がい特性があり、必要な支援と量が確保されない、不確かな情報に振り回され、人権侵害、財産搾取、多重債務、触法行為等につながり深刻なケースが多い。
- 〇自立支援協議会委員の参加を得て開催した全体連絡調整会議では、地域課題、就労、児童等 分野ごと5つの小グループで課題検討を行った。活発な意見交換ができた。
- ○社会福祉協議会と「障害福祉連携会議」を共催、地域福祉コーディネーターの役割や地域の

民生児童委員との連携方法を学ぶことができた。

〇地方検察庁による不起訴案件、裁判執行猶予案件等に関わる地域生活支援の相談が前年度に 比べ約5倍に増えている。これらのケースは同行支援や頻度の高い面談が必要となる。適正な 支援がなければ再犯の可能性も高まるため、社会福祉協議会の日常生活自立支援事業や委託相 談支援事業との連携、一般相談支援事業所による地域移行・地域定着支援の活用を進めること が急がれる。

<次年度に向けた改善事項>

- ○増加する相談については、委託相談支援事業所及び福祉サービス事業所へ書面を整備するなど、円滑な移管方法に配慮しながらケース移管を推進する。また、困難事例については、解決プロセスに対する共通理解を図り、ノウハウを共有していきたい。
- ○各区連絡調整会議のスムーズな運営に向けて、ファシリテーター研修を実施し、効率的な意 見集約ができる会議運営方法について学ぶための機会を設けたい。
- 〇社会福祉士等専門家や障がい当事者及び家族の相談員が対応する障害者 1 1 0 番事業については、より身近な相談先として広報を強化したい。
- 〇身体障害者補助犬相談について、補助犬入店拒否の事例も依然多く9件あり、引き続き啓発 の必要性を感じた。補助犬センターホームページとのリンク、機関誌や会報、バリアフリーイ ベント等さまざまな機会を通じ、昨年公布された障害者差別解消法の理念とともに補助犬制度 の啓発に努めていきたい。

2 障害者相談員設置事業

障がい者の地域活動の推進と福祉の推進を図るため、身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法の規定に基づき、地域における障害を持つ本人やその家族等による相談支援事業を実施している。

また、このほか障害者相談員研修会における相談支援事業所との意見交換、障害者虐 特防止講演会や東日本大震災をテーマとしたフレンドシップ公開講座等に参加し、知識 の習得に努めた。

<平成25年度の実績>

	身体障害者	知 的 障 害 者	精神障害者	合 計
	相 談 員	相 談 員	家族相談員	
相談員人数	7 3	2 7	6	1 0 6
相 談 件 数	1, 341	7 1 1	6 6	2, 118
1人当たりの相談件数	18.4件	26.3件	11.0件	19.9件

<相談内容別の状況>

(図8)

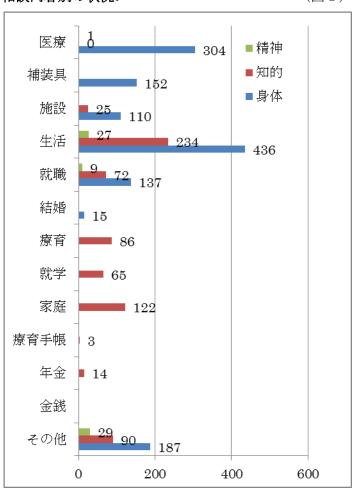


図8のとおり、相談内容 は障がいの種別によって 異なる。

身体障がいの方は、生活 や医療に関する相談が、知 的障がい方は、生活、家庭 に関する相談が多い。ま た、精神障がいの方は、生 活、就職に関する相談が多 くなっている。

7ページの図3のとおり、相談支援事業所は「障害福祉サービスに関する支援」が最も多く、地域の障害者相談員には「地域生活に関わる相談」が多いなど、役割分担がされていることがわかる。